

# 飲食の販売を行う出店者の方はご確認ください

Q1

現地での調理を伴う出店ですか？

(コップに飲料を注ぐ行為も調理とみなされます)

YES

NO

**「露店営業」または「臨時営業」の  
許可が必要です**

出店はいずれかの営業許可をお持ちの方に  
限らせていただきます

※石川県内では「金沢市」と「石川県全域(金沢市を除く)」  
は許可申請範囲が異なります。今回の出店には金沢市を除く  
石川県全域の許可が必要です。

Q2

販売する商品は  
自身で作られたものですか？

YES

NO

**ご自身の店舗の営業許可で  
対応できるものでご出店ください**

飲食店営業・菓子製造・そうざい製造など  
各種営業許可の範疇において販売可能なものでご出店ください  
販売するものは完全パッケージの状態が必要で  
現地でパッケージしながらの販売はできません

**仕入れ先(製造場所)の  
営業許可に準じます**

営業許可のある場所で製造され  
完全にパッケージされたものを  
仕入れて販売する場合  
特に許可申請は必要ありません

## 「現地での調理」について

以下の行為については「現地での調理」に該当する場合があります。露店営業または臨時営業の許可を持たない出店者の方は行うことができませんのでお気を付けください。

・コップにドリンクを注ぐ行為 ・ 予め作ったものを取り分けて販売すること ・ 予め作ったものを切り分けること  
・ パッケージされたものの封を開けて販売すること ・ 予め作ったものを現地でパッケージして販売すること など

「現地での調理」を行わない場合は、許可のある製造場所(キッチンなど)で作ったものを製造場所で完全包装し、現地で販売しなければなりません。

**食中毒や食品衛生には十分お気を付けください**

**食品衛生や営業許可など、ご不明な点は最寄りの保健所までお問い合わせください**